

令和 3 年

五所川原市教育委員会

第 1 2 回 定 例 会

提案事件綴

五所川原市教育委員会

目 次

- | | | | | |
|---|--------|--|---|---|
| 1 | 議案第41号 | 臨時代理の承認を求めることについて（五所川原市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定について） | P | 1 |
| 2 | 議案第42号 | 臨時代理の承認を求めることについて（教育委員会が管理する公の施設の指定管理者の指定手続等に関する規則の一部を改正する規則の制定について） | P | 5 |
| 3 | 議案第43号 | 五所川原市教育委員会スポーツ顕彰要綱の一部を改正する要綱の制定について | P | 7 |

議案第 4 1 号

臨時代理の承認を求めることについて

五所川原市教育委員会教育長に対する事務委任規則(平成17年3月28日五所川原市教育委員会規則第5号)第6条第1項の規定により、次のとおり臨時代理し同意したので、同条第2項の規定により報告し、その承認を求める。

令和3年11月22日提出

五所川原市教育委員会教育長 原 真 紀

記

- 1 五所川原市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 公布日 令和3年11月9日

提案理由

五所川原市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正に伴い、新たに附属機関として五所川原市指定管理者選定委員会を設置するため、これを報告し、その承認を求めるものである。

議案第 1 5 1 号

五所川原市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

五所川原市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 1 1 月 9 日提出

五所川原市長 佐々木 孝 昌

五所川原市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例

五所川原市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年五所川原市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の7条を加える。

（指定管理者選定委員会）

第3条の2 指定管理者の候補者を公正かつ適正に選定するため、五所川原市指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、公の施設の性格等の区分により複数置くことができるものとし、当該区分ごとの委員会の名称その他の必要な事項については、規則で定める。

3 市長は、第2条第1項の規定により指定管理者の指定を受けようとするものを公募した場合は、委員会にその指定管理者の候補者の選定について諮問しなければならない。

（委員会の所掌事務）

第3条の3 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

（1）指定管理者の候補者の選定に関すること。

（2）その他市長が必要と認める事項を調査審議すること。

（委員会の組織等）

第3条の4 委員の定数は、第3条の2第2項の委員会ごとにそれぞれ5名以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

（1）学識経験者

（2）市長が指名する職員

3 前項第1号に掲げる委員の人数は、同項第2号に掲げる委員の同数以上とならなければならない。

4 委員の任期は、委嘱又は任命された日から当該日の属する年度の末日までとする。

（委員長）

第3条の5 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会議の議長となり、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（委員会の会議）

第3条の6 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員会設置後最初の会議又は委員長が不在の場合その他特別の場合の会議は、必要に応じて市長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(守秘義務)

第3条の7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第4条第1項中「前条」を「第3条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(五所川原市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 五所川原市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年五所川原市条例第38号)の一部を次のように改正する。

別表いじめ問題調査委員会の項の次に次のように加える。

指定管理者選定委員会委員	日額	5,700円
--------------	----	--------

提案理由

新たに附属機関として五所川原市指定管理者選定委員会を設置するため提案するものである。

議案第 4 2 号

臨時代理の承認を求めることについて

五所川原市教育委員会教育長に対する事務委任規則(平成17年3月28日五所川原市教育委員会規則第5号)第6条第1項の規定により、次のとおり臨時代理し同意したので、同条第2項の規定により報告し、その承認を求める。

令和3年11月22日提出

五所川原市教育委員会教育長 原 真 紀

記

- 1 教育委員会が管理する公の施設の指定管理者の指定手続等に関する規則の一部を改正する規則
- 2 公布日 令和3年11月9日

提案理由

五所川原市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正に伴い、当該規則の一部を改正し、指定管理者選定委員会の名称その他必要な事項を規則で定めたため、これを報告し、その承認を求めるものである。

教育委員会が管理する公の施設の指定管理者の指定手続等に関する規則
の一部を改正する規則

教育委員会が管理する公の施設の指定管理者の指定手続等に関する規則（平成
17年五所川原市教育委員会規則第40号）の一部を次のように改正する。

本則中「五所川原市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例」を「前
条に定めるもののほか、五所川原市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する
条例」に改め、本則を第3条とし、同条に見出しとして「（準用規定）」を付し、
同条の前に次の2条を加える。

（趣旨）

第1条 この規則は、五所川原市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条
例（平成17年五所川原市条例第65号。以下「条例」という。）の施行に関
し必要な事項を定めるものとする。

（指定管理者選定委員会）

第2条 条例第3条の2第2項に規定する委員会の名称は、次の表のとおりとす
る。

名称
五所川原市社会教育施設指定管理者選定委員会

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 4 3 号

五所川原市教育委員会スポーツ顕彰要綱の一部を改正する要綱の制定について

五所川原市教育委員会スポーツ顕彰要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 3 年 1 1 月 2 2 日 提出

五所川原市教育委員会教育長 原 真 紀

提案理由

顕彰の基準について、所要の事項を改めるため提案するものである。

五所川原市教育委員会スポーツ顕彰要綱の一部を改正する要綱（案）
 五所川原市教育委員会スポーツ顕彰要綱の一部を次のように改正する。
 別表中

「

<p>スポーツ特別優秀賞</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 世界選手権、オリンピック競技会、アジア大会又はユニバーシアード大会において代表選手として出場した者。 2 全日本選手権、国民体育大会、全国高等学校総合体育大会（通信制定時制大会を含む。以下同じ。）又は全国大会において優勝した個人又は団体。 3 中学校の全国大会において優勝した個人又は団体。 4 小学校の全国大会において優勝した個人又は団体。 5 選考会や予選会が無い全国大会に出場し、優勝した個人又は団体はスポーツ特別優秀賞の対象外とする。
------------------	---

」

を
「

<p>スポーツ特別優秀賞</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 世界選手権、オリンピック競技会、アジア大会又はユニバーシアード大会において代表選手として出場した者、若しくは日本記録以上を達成した者。 2 全日本選手権、国民体育大会、全国高等学校総合体育大会（通信制定時制大会を含む。以下同じ。）又は全国大会において優勝した個人又は団体。 3 中学校の全国大会において優勝した個人又は団体。 4 小学校の全国大会において優勝した個人又は団体。 5 選考会や予選会が無い全国大会に出場し、優勝した個人又は団体はスポーツ特別優秀賞の対象外とする。
------------------	--

」

に改める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。